

●移転検討委員会運営要綱

〔平成18年10月26日
日本学術会議第28回幹事会決定〕

(設置)

第1 移転検討委員会（以下「委員会」という。）は、日本学術会議会則第25条に基づく委員会として幹事会に附置する。

(組織)

第2 委員会は、会長、副会長及び各部の役員1名をもって組織する。

(任務)

第3 日本学術会議の移転に関する事項を審議する。

(庶務)

第4 委員会の庶務は、事務局企画課において処理する。

(雑則)

第5 この要綱に定めるもののほか、議事の手続その他委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が定める。

附 則

この決定は、決定の日から施行する。